

自動車税

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

納める人（法第146条、147条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買契約において売主がその所有権を留保している場合には、買主を当該自動車の所有者とみなされ、買主に課されます。

納める額（法第154条、法附則第12条の4第1項、条例第88条、条例附則第41項）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

◇月割の納税（法第157条）

新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

◇納める方法及び納期

普通徴収 納税通知書に定める日（毎年定期課税の場合は、通常5月31日）

証紙徴収 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。ただし、OSSによりオンラインで各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車税の納付）を行う場合は電子納付の方法によります。）

◇注意しましょう

自動車の廃車、他人への譲渡、自動車名義人の住所の変更等が生じた場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。これらの手続きを怠ると、トラブルの原因になります（変更前の名義人にいつまでも課税されたり、住変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど）。

◇ 税 率 表

車 種 別					自家用	営業用		
乗 用 車	総 排 気 量	1.0ℓ以下			25,000 (29,500)	7,500		
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下			30,500 (34,500)	8,500		
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下			36,000 (39,500)	9,500		
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下			43,500 (45,000)	13,800		
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下			50,000 (51,000)	15,700		
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下			57,000 (58,000)	17,900		
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下			65,500 (66,500)	20,500		
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下			75,500 (76,500)	23,600		
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下			87,000 (88,000)	27,200		
		6.0ℓ超			110,000(111,000)	40,700		
	ロータリー エンジン	0.491×2			30,500 (34,500)	8,500		
		0.830×1			30,500	8,500		
		0.573、0.654、0.655×2			36,000 (39,500)	9,500		
0.65×3			50,000 (51,000)	15,700				
電 気				25,000 (29,500)	7,500			
貨 物 車	トラック	最大積載量	1t以下		8,000	6,500		
			1t超 2t以下		11,500	9,000		
			2t超 3t以下		16,000	12,000		
			3t超 4t以下		20,500	15,000		
			4t超 5t以下		25,500	18,500		
			5t超 6t以下		30,000	22,000		
			6t超 7t以下		35,000	25,500		
			7t超 8t以下		40,500	29,500		
			8t超 9t以下		46,800	34,200		
			9t超 10t以下		53,100	38,900		
			10t超 11t以下		59,400	43,600		
			11t超 12t以下		65,700	48,300		
			12t超 13t以下		72,000	53,000		
			13t超 14t以下		78,300	57,700		
			14t超 15t以下		84,600	62,400		
			15t超 16t以下		90,900	67,100		
			16t超(1tまで毎の加算額)		6,300	4,700		
			けん引車		小型		10,200	7,500
					普通		20,600	15,100
	被けん引車	最大積載量	小型		5,300	3,900		
			8t以下		10,200	7,500		
			8t超 9t以下		15,300	11,300		
			9t超 10t以下		20,400	15,100		
			10t超 11t以下		25,500	18,900		
			11t超 12t以下		30,600	22,700		
			12t超 13t以下		35,700	26,500		
			13t超 14t以下		40,800	30,300		
			14t超 15t以下		45,900	34,100		
			15t超 16t以下		51,000	37,900		
			16t超(1tまで毎の加算額)		5,100	3,800		
	貨客兼用車	最大積載量1t以下	総排気量	1.0ℓ以下		13,200	10,200	
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下		14,300	11,200	
		1.5ℓ超		16,000	12,800			
				電気		13,200	10,200	
	1t超 2t以下	総排気量	1.0ℓ以下		16,700	12,700		
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下		17,800	13,700		
			1.5ℓ超		19,500	15,300		
	三輪の小型自動車					6,000	4,500	
	バス	一般乗用・学校用	乗車定員	30人以下		12,000	12,000	
				30人超 40人以下		14,500	14,500	
				40人超 50人以下		17,500	17,500	
				50人超 60人以下		20,000	20,000	
60人超 70人以下				22,500	22,500			
70人超 80人以下				25,500	25,500			
80人超				29,000	29,000			
その他		乗車定員	30人以下		33,000	26,500		
			30人超 40人以下		41,000	32,000		
			40人超 50人以下		49,000	38,000		
			50人超 60人以下		57,000	44,000		
			60人超 70人以下		65,500	50,500		
			70人超 80人以下		74,000	57,000		
80人超		83,000	64,000					
トラックに準ずる特種用途車で最大積載量が1t以下又は最大積載量の定めがないもの	トラック	車両重量	5t以下		8,000	6,500		
			5t超 7t以下		11,500	9,000		
			7t超 9t以下		16,000	12,000		
			9t超 11t以下		20,500	15,000		
			11t超		25,500	18,500		
	貨客兼用車	車両重量5t以下	総排気量	1.0ℓ以下		13,200	10,200	
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下		14,300	11,200	
				1.5ℓ超		16,000	12,800	
					電気		13,200	10,200
			総排気量	1.5ℓ超		19,500	15,300	
				1.5ℓ超		24,000	18,300	
				1.5ℓ超		28,500	21,300	
1.5ℓ超			33,500	24,800				
キャンピング車	総排気量		1.0ℓ以下		20,000 (23,600)			
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下		24,400 (27,600)			
			1.5ℓ超 2.0ℓ以下		28,800 (31,600)			
			2.0ℓ超 2.5ℓ以下		34,800 (36,000)			
			2.5ℓ超 3.0ℓ以下		40,000 (40,800)			
			3.0ℓ超 3.5ℓ以下		45,600 (46,400)			
3.5ℓ超 4.0ℓ以下			52,400 (53,200)					
4.0ℓ超 4.5ℓ以下			60,400 (61,200)					
4.5ℓ超 6.0ℓ以下			69,600 (70,400)					
6.0ℓ超			88,000 (88,800)					

(注1) 自家用乗用車及びキャンピング車の()内は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものの税率

(注2) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

(注1) 自家用乗用車及びキャンピング車の（ ）内は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものの税率

(注2) 特種用途車（トラックに準ずるもの（けん引車、被けん引車を除く。）で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。）の年税額は、主たる構造区分により得た額

納税確認の電子化

運輸支局のシステムで自動車税の納税を確認できるため、自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合において、納税証明書の提示は、不要です。

ただし、納付後すぐに上記検査を受ける場合に、納税証明書の提示が必要となるときがあります。

自動車税納税証明書 (継続検査用・構造等変更検査用)	
登録番号	
香川 500 あ 0000	
車台番号	
AA00-00000000	
滞納がないことを証明します。	
有効期限	令和 8 年 5 月 31 日
領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。	
右の領収年月日 日が令和 年 月 日 を過ぎ ているものは、 無効です。	領収日付印 KVJ 46 R 8, 3
(納税者保管)	

自動車税のグリーン化

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、令和8年度税制改正において見直しが行われ、軽課については令和8年度から令和9年度までに初回新規登録したものの翌年度の税額を軽減します。重課についても継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

以下の自動車は、初回新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対 象 車：令和 8 年度～令和 9 年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和 9 年度～令和 10 年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車	軽減割合
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成 30 年排ガス基準適合（3.5t 以下の自動車）又は平成 21 年排ガス基準から NOx10%以上低減）	標準税率より 概ね 75%軽減

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は 13 年、ディーゼル車は 11 年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	初回新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成 26 年 3 月 31 日まで	令和 7 年度以降	標準税率より 概ね 15%加重 <u>（注）</u>
	平成 27 年 3 月 31 日まで	令和 8 年度以降	
	平成 28 年 3 月 31 日まで	令和 9 年度以降	
ガソリン車 LPG車	平成 24 年 3 月 31 日まで	令和 7 年度以降	標準税率より 概ね 15%加重 <u>（注）</u>
	平成 25 年 3 月 31 日まで	令和 8 年度以降	
	平成 26 年 3 月 31 日まで	令和 9 年度以降	

（注）バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、令和 7 年度以降も、税率を「標準税率より概ね 10%加重」に据え置きます